

新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応期間の延長について

2020年3月26日

株式会社エスイー

株式会社エスイーは、2020年2月25日（火）に厚生労働省より発表がありました「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、感染症拡大防止のための行動基準を策定し、3月2日（月）から3月29日（日）まで実施しておりますが、昨日時点における国内の感染拡大状況を客観的に受け止め、実施期間を4月5日（日）まで延長することにしたのでお知らせいたします。なお、新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応は以下のとおりです。

○ご来訪者様へのお願い

原則、ご来訪者様の訪問スケジュールを見直しましては延期とさせていただきます。日常的に来訪される方々につきましては、手指の手洗いやアルコール消毒、うがい、マスク着用などの咳エチケットなど、感染症拡大防止のご対応をお願いします。

○お客様訪問時の対応

お客様への感染症拡大防止を最優先し、訪問スケジュールを見直しましては延期とさせていただきます場合がございます。また、ご訪問をさせていただく場合は、必ずお客様の感染症拡大防止策を遵守することを前提にご訪問いたします。

○役職員の行動基準

当社役職員の日常的な行動基準として、手指の手洗いやアルコール消毒、咳エチケット（咳やくしゃみをする際には、マスクやティッシュ、ハンカチ、場合によっては衣服、袖等を使って口や鼻を抑えること）などの感染症拡大防止を徹底し、以下の具体策を実施いたします。

- ① 高年齢および基礎疾患のある役職員は業務上支障のない範囲で自宅待機とします。
- ② 在宅勤務が可能な役職員は在宅勤務を実施します。
- ③ 公共の交通機関を利用して出勤する役職員は、時差通勤（通常の就業時間に対し、1時間30分の時差通勤）を実施します。
- ④ 就業時間外であっても、不要不急な外出を避け、自宅待機を全役職員に呼びかけております。
- ⑤ 当社役職員が風邪や発熱など体調に少しでも症状が出た場合は、出社をせず、自宅で療養とします。また、厚生労働省が示す新型コロナウイルスの症状になった場合は、厚生労働省が示す手順どおりに対応いたします。

当社は、政府の行動指針に従い、役職員およびお取引先様などの健康と安全の確保、社内外の感染症拡大防止に努め、上述の行動基準に基づき対処してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上